

川崎市環境審議会答申

一 「川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方」について一

本日、川崎市環境審議会会長（進士 五十八氏、東京農業大学名誉教授）から市長に、平成23年11月2日に諮問した「川崎市一般廃棄物処理基本計画における行動計画の改定の考え方」について答申が行われましたので、お知らせします。

1 諮問の背景

行動計画については、社会情勢の変化や制度改正等に柔軟に対応するため、概ね3、4年で改定を行うこととしていることから、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例第45条の2の規定に基づき、環境審議会に諮問いたしました。

2 答申の概要

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく計画で、廃棄物処理事業の基本となるものであり、平成17年4月に策定した、一般廃棄物処理基本計画は、平成27年度までの概ね10年間の基本計画と、具体的な施策を位置づけた5年間の行動計画で構成されています。

この行動計画は、社会情勢の変化等に対応するため、概ね3、4年で見直しをすることとしており、基本計画の最終期となる平成25年度から27年度の計画についての答申をいただいたものです。

答申のポイントは次のとおりです。

（1）意欲的なごみ削減目標の設定

基本計画の目標を達成している1人1日ごみ排出量について、更なる意欲を喚起するような新たな目標（平成22年度比で53.0（ごみゼロ）g/人・日の減量）を設定しました。

（2）社会状況の変化に対応した施策体系の見直し

既に事業が完了した施策や他の類似施策と合わせて一体的に推進した方がよい施策など9施策について整理し、新たに取り組むべき施策や既に実施している施策の中で体系に明確化すべき施策など10施策を位置づけ、53の具体的施策を設定しました。

また、18の重点施策のうち、とりわけ優先順位の高い重点施策について新たに最重点施策として創設し、この3年間に確実に実現すべき施策の優先順位を明確化しています。

（3）4つの最重点施策の位置づけ

「3処理センター体制への移行」、「プラスチック製容器包装の分別収集の拡大」、「普通ごみの収集回数の見直し」、「災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立」の4つの具体的施策を最重点施策として位置づけました。

3 審議の経過

環境審議会は諮問を受け、同審議会廃棄物部会に付議し、市民意見を伺いながら、4回にわたる廃棄物部会での検討結果をもとに、幅広い見地から審議を行い、安全・安心で持続可能な循環型社会と低炭素社会の実現に向けた行動計画改定の考え方をとりまとめ、答申が行われました。

4 今後の予定

この答申を踏まえ、本市としては平成24年8月末を目途に行動計画の改定を予定しています。

答 申 の 概 要

I 行動計画の改定に向けて

○改定の背景

- ・これまでの 3R を基調とした様々な取組により、ごみ量が大幅に減量するなど、計画は概ね順調に推移している。
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、安全性・安定性を確保した廃棄物処理体制の重要性は更に増加している。
- ・このような状況を踏まえ、これまでの取組状況を検証するとともに、社会状況の変化、環境施策の方向性等と整合を図りながら、最終期となる新たな行動計画を改定する。

○改定における基本的な考え方

- ・廃棄物処理のみならず、地球環境問題を視野に入れた取組の推進
- ・効果的・効率的なごみ収集処理システムの再構築に向けた取組の推進
- ・東日本大震災を教訓とした安全・安心な廃棄物処理体制の確立に向けた取組の推進

○計画期間

基本計画の最終期となる平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間

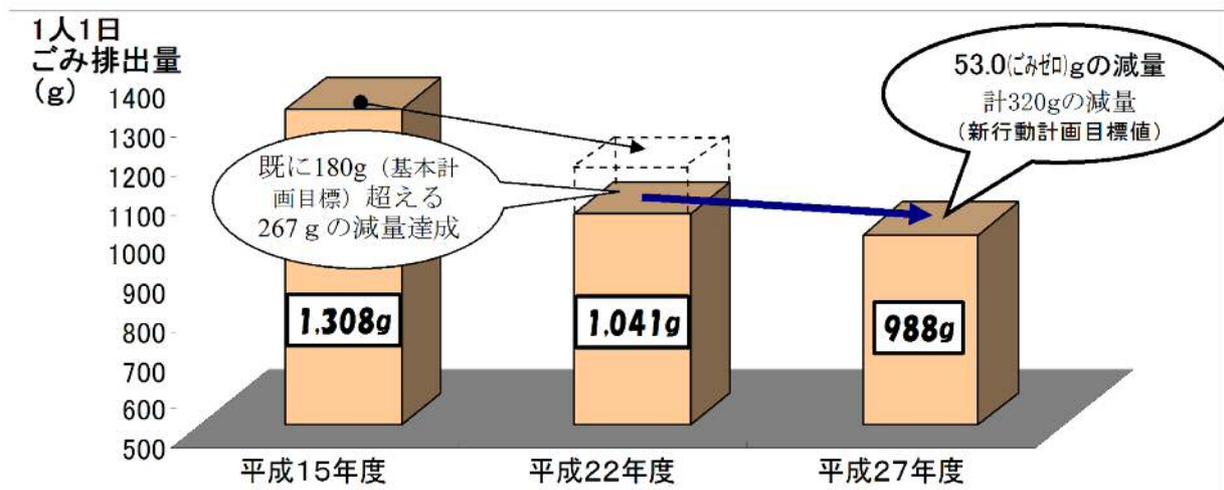
II 目標の設定

○新たな行動計画は、基本計画と同じく平成 27 年度が目標年度となるため、基本計画の目標を行動計画の目標とする。

○ただし、現時点で平成 27 年度の基本計画の目標を達成している項目については、更なる取り組みの意欲を喚起するよう、新たな目標値を設定する。(1人1日ごみ排出量)

○現在の行動計画に引き続き、補助指標として温室効果ガス削減率を設定する。

新たな行動計画 目標 (H22⇒H27)			指標 (H19⇒H27)
1人1日ごみ排出量	資源化率	ごみ焼却量	温室効果ガス削減率
53.0(ごみゼロ)g 減量 (1,041g⇒目標 988g)	35%	4万トン削減 (41万トン⇒目標 37万トン)	35%



Ⅲ 重点施策

- 設定した 53 の具体的施策のうち、施策の優先順位として目標達成に向けてごみ減量効果の高い施策など 18 の重点施策、この内、特に重要な施策を新たに 4 つの最重点施策として位置付ける。
- 最重点施策 この 3 年間に最優先で実施すべきものとして、次の 4 つの具体的施策を位置づける。

① 3 処理センター体制への移行

3 処理センター体制への移行は、建替における安定的な稼働が担保できるだけでなく、建設工事や維持管理に伴う経費の削減、温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の低減につながるものであり、導入効果が非常に高く最も重要な施策となる。

この移行を確実に実施するため、年間のごみ焼却量を 37 万トンまで削減するとともに、3 処理センター体制を見据えた収集処理体制の整備などを進める。

② プラスチック製容器包装の分別収集の拡大

プラスチックの減量・リサイクルは資源の有効活用と CO₂ 削減の観点から重要であることから、南部 3 区で実施しているプラスチック製容器包装の分別収集を、平成 25 年秋を目途に全市実施する。

③ 普通ごみの収集回数の見直し

普通ごみは分別収集の拡充や環境意識の向上などにより、大きく減量化し、特に南部 3 区では、嵩張るプラスチック製容器包装の分別により、容積も大幅に減少している。

このような普通ごみの排出状況を踏まえ、プラスチック製容器包装の全市実施とあわせ、平成 25 年秋を目途に普通ごみの収集を現行の週 3 回から週 2 回に変更することにより、減量化・資源化の促進や環境負荷の低減、効率的な事業執行体制の構築に向けて取り組む。

④ 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立

廃棄物処理は重要なライフラインの一つであり、災害などにおいても、迅速かつ適正に処理できるよう安全・安心な廃棄物処理体制の確立が重要である。

そこで、特に東日本大震災の教訓を活かしながら、収集処理体制の安定化や廃棄物処理施設の耐震化、広域的な協力体制の拡充など災害対策を強化するとともに、安全性を確保するためモニタリングを継続していく。

○その他の重点施策（下線 新規重点施策等）

- 分別排出の徹底
- 橋処理センターの建替
- レジ袋削減に向けた取組
- 資源集団回収事業の充実
- 搬入禁止物の混入防止
- 廃棄物減量指導員等との連携強化
- 出前ごみスクールの充実
- 事業系ごみの減量化・リサイクルの推進
- 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進
- リサイクルパークあさおの建設
- 集積所周辺等の環境美化
- ふれあい出張講座の充実
- ごみ発電事業の推進
- 施策の効果分析手法の点検・評価

Ⅳ 地球温暖化対策に関連する具体的施策

- 次の施策により、温室効果ガス排出量の確実な削減に取り組む。

- 3 処理センター体制への移行
- プラスチック製容器包装の分別収集の拡大
- 普及啓発拠点の充実
- 普通ごみの収集回数の見直し
- 収集車両の最適化
- レジ袋削減に向けた取組
- ごみ発電事業の推進
- 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進・バイオマス資源の利用の促進

Ⅴ 具体的施策

3R を基調とした取組をさらに推進し、基本計画における目標の達成をより確実なものとするため、改定の基本的な考え方を踏まえながら、具体的施策として 53 施策を設定する。